平成２２年（フ）第１７２１号
埼玉県加須市間口1957番地
債務者　諏訪　尚之
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８３号
埼玉県川口市芝樋ノ爪２丁目９番11号　サンコーポ106号
債務者　高鹿　雅央
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
さいたま市緑区道祖土２丁目１番１号　２―304
債務者　天野　秀明
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
埼玉県加須市礼羽547　エルディム長谷川Ⅱ201号室、住民票上の住所埼玉県加須市上樋遣川4047番地34
債務者　佐々木　学
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
さいたま市南区曲本２丁目２番21号　第一寿コーポ202
債務者　小野小百合（旧姓楠）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
新潟県見附市本所１丁目10番52号
債務者　川本　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２号
新潟県見附市本所１丁目10番52号
債務者　川本知代子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第４号
新潟県南魚沼市新堀新田89番地１
債務者　笠原　誠也
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
新潟県長岡市堀金２丁目13番12号
債務者　高野　悦夫
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
新潟県長岡市弓町２丁目１番８号、前住所新潟県柏崎市大字堀1888番地１
債務者　加藤　正春
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
名古屋市北区鳩岡町１丁目７番地の１　アーバンラフレ鳩岡５棟809号
債務者　横尾　和久
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７８号
名古屋市天白区平針南１丁目401番地　平針住宅12街区４号棟406号
債務者　ＣＨＥＲＲＹ食堂こと　梅村　康雄
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１４号
愛知県弥富市五明町内川平外2116番地１　ノーブルハイツ弥富323
債務者　ブルックデザインこと　小川　洋史
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８１号
愛知県瀬戸市西松山町２丁目７番地の１　野村新瀬戸ヒルズ911
債務者　三窪　美里
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０９２号
埼玉県新座市新堀１丁目11番26号　コーポ小糸201号室、旧住所埼玉県新座市野寺５丁目７番24号
債務者　三浦美保子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
さいたま市南区太田窪５丁目16番３号　ハイムセゾン202号
債務者　石本　　安
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
さいたま市中央区新中里４丁目13番11―101号
債務者　古谷　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係